

令和元年第3回定例会（9月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和元年9月18日

産業労働部

【所管事項関連】

産業政策課	制度融資の改正について……………	1
輸送機産業振興室	産学官共同電動化システム研究開発事業について……	2
資源エネルギー産業課	再エネ海域利用法の促進区域について……………	3
公営企業課	平成30年度決算に基づく 資金不足比率（速報値）について……………	4

制度融資の改正について

産 業 政 策 課

1 目 的

市中金利の動向及び消費税増税による県内経済への影響に対応するため、制度融資について貸付利率の引き下げ等を行う。

2 概 要

(1) 令和元年10月1日から制度融資の貸付利率を一律0.2%引き下げる。

(単位：%)

資 金 名	現行利率	改正利率
中小企業振興資金	1.55～2.15	1.35～1.95
経営安定資金	1.60～2.15	1.40～1.95
新事業展開資金	1.30～1.50	1.10～1.30
中小企業アグリサポート資金	1.75	1.55

(2) 消費税増税対策として、「経営安定資金（通常枠）」の要件を緩和する。

- ・ 緩 和 前 直近3か月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて5%以上減少していること。
- ・ 緩 和 後 直近3か月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少していること。
- ・ 実施期間 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- ・ 融 資 枠 65億円（通常枠全体）
- ・ 限 度 額 80百万円
- ・ 貸付利率 1.55%
- ・ 保証料率 0.45%～1.55%
- ・ 貸付期間 10年以内（据置2年以内）

1 事業計画に対する国の見解

国による現地評価及び面接評価による本事業計画に係る評価結果は、当初8月上中旬頃に公表される見込みであったが、継続審査となっている。

これは、本県の事業について、より実効性を高めるために、もう少し時間をかけて事業計画を精緻にすることが求められているものであり、具体的には、新設する電動化システム研究センターにおける、事業推進プロセスの明確化、大学の研究体制を始め、当該プロジェクトを推進するための人員体制のあり方などについて、さらに検討が必要とされたものである。

2 県の対応方針

国から示された事項について、両大学や県内企業等と協議の上、計画の採択に向けた対応を継続する。

3 今後のスケジュール

- ・内 示 令和元年12月中下旬頃
- ・公 表 令和2年 1月下旬頃

再エネ海域利用法の促進区域について

資源エネルギー産業課

1 概 要

洋上風力発電の普及促進を図るため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（略称「再エネ海域利用法」）が平成31年4月に施行された。

今後、洋上風力発電の導入を図る「促進区域」が指定されるとともに、公募による事業者の選定が行われ、当該区域で最大30年間の長期占用に基づく発電事業が行われる。

2 有望な区域の整理

- 令和元年7月30日、本県から国に情報提供していた次の4区域全てが「有望な区域」として整理された。
- 促進区域の指定にあたっては、国、都道府県のほか、関係市町村や漁業協同組合等の利害関係者による協議会の設置が必要であり、「能代市・三種町・男鹿市沖」と「由利本荘市沖」については、協議会の組織の準備等を直ちに開始することとなった。

＜H31年4月に国に情報提供した区域＞

「八峰町及び能代市沖」

「能代市・三種町・男鹿市沖」

「潟上市沖」

「由利本荘市沖」

3 今後の予定

（1）促進区域の指定

- 10月以降、促進区域ごとに開催する協議会の意見等を踏まえ、国が促進区域案を決定する。
- 促進区域案に係るパブリックコメントのほか、関係省庁や都道府県、協議会からの意見聴取のうえ、国が促進区域を決定する。

（2）事業者の選定

次年度以降、国が公募を実施し、事業者選定を行う。

平成30年度決算に基づく資金不足比率（速報値）について

公 営 企 業 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて計算した電気及び工業用水道事業会計の「資金不足比率」については、次のとおり。

なお、確定値は、監査委員の意見を付した上で決算特別委員会で財政課より報告される予定である。

資金不足比率

	H 3 0 決 算	H 2 9 決 算	H 3 0 - H 2 9
電 気 事 業 会 計	－ %	－ %	－ %
工 業 用 水 道 事 業 会 計	－ %	－ %	－ %

※「－」は資金不足が生じていないことを示している。

〔参考１〕 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{①資金の不足額}}{\text{②事業の規模}}$$

①資金の不足額

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

②事業の規模

営業収益の額－受託工事収益の額

〔参考２〕 経営健全化基準

	経営健全化基準	指標の説明
資金不足比率	20%	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※資金不足比率が基準以上となった場合は、「経営健全化計画」を定めなければならない。